

平成25年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成25年12月12日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成25年12月12日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	選挙管理委員長	浅井 司治
副 町 長	縄手 一郎	総務課長	八木 一夫
総務課防災担当課長	中川美知彦	政策調整室長	西岡 一義
税務住民課長	山下 弘文	福祉保健課長	坂本 裕
生活環境課長	長谷川晃一	産業振興課長	山下 和行
建設課長	北村 晴紀	会計管理者兼出納室長	岡村 哲也
教育委員会教育委員長	西岡 俊夫	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	奥田 浩一	書 記	阪口 昇吾

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1. 9番 中森 慰 議員
2. 10番 福井 秀治 議員
3. 3番 登 喜三雄 議員
4. 8番 芝山 延男 議員

日程第3 各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第4 討論（議案第62号～議案第73号）

日程第5 採決（議案第62号～議案第73号）

追加日程第1 議案の上程（議案第76号）

- 追加日程第2 提出理由の説明（議案第76号）
- 追加日程第3 質疑、討論、採決（議案第76号）
- 追加日程第4 議員提出議案の上程（発議第9号～発議第11号）
- 追加日程第5 提出理由の説明（発議第9号～発議第11号）
- 追加日程第6 質疑（発議第9号～発議第11号）
- 追加日程第7 討論（発議第9号～発議第11号）
- 追加日程第8 採決（発議第9号～発議第11号）
- 日程第6 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会、産業福祉常任委員会）

上程議案

- 議案第62号 平成25年度 度会町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第63号 平成25年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 平成25年度 度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 平成25年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成25年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第67号 平成25年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 度会町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第69号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 度会町社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第71号 度会町の公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 三重県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第75号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第76号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 発議第9号 専決処分事項の指定について
（平成25年度 度会中学校グラウンド整備工事）
- 発議第10号 専決処分事項の指定について
（平成25年度 東部簡易水道統合整備事業町道学校上久具線配水管新

設工事)

発議第11号 専決処分事項の指定について

(平成25年度 東部簡易水道統合整備事業浄水場移転に伴う導配水管
新設工事(1工区))

◎開会の宣告

(9時32分)

○議長(中村 忠彦) ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

日程第1 諸般の報告をいたします。

今期定例会の議事説明員として、選挙管理委員長と教育委員長を追加し、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第2 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

9番 中森慰議員。

《9番 中森 慰 議員》

○9番(中森 慰) 9番議員中森慰でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告させていただきまして、農業の後継者問題及び農地の荒廃防止について、質問をさせていただきます。

また、町長の答弁内容によりまして、また担当課長さんにもお伺いをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

安倍総理が農業所得倍増論ということを言われました。そのとき、私も農業を携わる人間として、一瞬耳を疑いました。ほんまにできるんかいなという、そんなことがという感じでございましたけども、アベノミクス、三本の矢とか、いろいろなことで、国の政策がどんどん変わっていく中で、この度会町においても近年、本当に農業経営が大変厳しい状況にあるというのは、もう皆さん御承知のとおりだと思います。

また、国が米の栽培農家に対して、今までとってきた、保護的な施策と言われることもありますけども、こういう施策が本当に半世紀ぶりに大転換を打ち出してきたと。11月のはじめに転作補助金が廃止になるというような記事が新聞に載ってありました。これ本当かなという、それがどんどん進んで、もうひと月も経たないうちに、転作補助金1万5,000円が7,500円になると、いろいろな面でそういう補助金がなくなる。転作が5年先になったら廃止されると。しかし、新聞記事読んでおきますと、日本型直接支払制度というのをつくって、農業者のためにはまだまだ手を尽くすんだということも書かれております。加工米とか、飼料米、ほかの転作物をつくると、10万5,000円ですか、出すというようなことが書かれておりますけれども、詳しく読んでいくと、収量とか、いろいろな面に関してハードルがあるわけなんです。そうすると結局、どうも最低5万なんぼということで、8万くらいに追いつかないと。この度会町において、本当に今、農地を守っていただいている人たちの米づくりには、本当に獣害に大変苦慮をして、努力をしていただいている、この度会町の稲作農家の人に、これが果たしてマッチするのかなと。私は到底無理だと思います。

また、そして、高齢化が進み、後継者の問題も本当に深刻化しております。もうこれは私もよくいろいろな会議で言われるんですけど、農業というのは稲作だけではないんやと、ほかにも農業はたくさんあるんやということも、よく発言はさせていただいております。そこで、この当町において、もう一つの基幹産業であります茶業でございます。茶業も町村合併があるまでは、町村単位では三重県下で一番の産地でございました。市を入れても4番目の産地でありました。合併をしたので、松阪市とか、津市とか、美杉村とか、飯南、飯高が松阪に移ったということで、ちょっと変わってきましたけども、まだ度会町、当時220、230ヘクタールあった茶畑が、今どんだけあるのかなと。恐らく180もないん違うかなというふうなことを感じております。

そのような中で、これから茶業において、本当に厳しいというよりも、作れば作るほどマイナスになるというのは現状でございます。茶業者の人が頑張っていて、小作をしていただいて、荒廃防止という形から一生懸命努力をしてくれておりましたけども、本当に極端な言い方をすれば、兼業農家のほうが、まだやっていると、専業農家で茶業だけになると、全くやっていけないと。それとどんどん機械化が進み、可搬式の茶刈り機では到底、肥培管理ができないと、もう大型機械が入らなければ、どうしても見ていけないと。この茶畑を耕作放棄をして荒らした場合に、水田とまた違うのが、水田はもともと水を張るところですので平らです。茶畑は、もともと茶の木でございまして、これを荒らすと本当に山のようになってくるわけです。あと草刈りも何もできないというのが、現状でございまして、これが

度会町にもしも広がってきたときに、到底、あとで手はつけられなくなつては困るので、こういう対策について、町はどのようにお考えなのかと。

また、後継者問題については、これ私の一つの考えですけれども、その家の息子さんではなくてもいいんではないかと、もっと大きな目を見て、この度会の農地を守ってくれるなら、大いにどんどん若い人が入ってきてくれるようなんに、手助けをするような施策も考えていただきたいなというのが、これは私の考えですけれども、そのような今後、度会町の後継者の問題とか、荒廃防止、耕作放棄をするところを少しでも守っていききたいなというふうな考えの中で、町として、町長さん今後どのようにお考えがあるのか、一つお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さんおはようございます。

まず、一般質問でございますけれども、中森議員さんの現在の質問にお答えをしたいと思います。

まず2点の御指摘があったと思いますけど、特にやはり農地の荒廃の防止対策というのが、重点かなと思っております。二つの点について、順を追ってお答えをさせていただきますと思います。

まず、農業後継者の問題から、最初に言っていただきましたので、この農家の担い手につきましては、国や県もいろいろな制度を今までも長年設定をしていただきながら、指導なり、また支援を願っている中で、全く前にも申し上げたかもわかりませんが、決定的というのは、今、非常に模索中であり、残念ながら、これは国・県、また当町においても、いい結果というものが出ていない状況ではないかと、そのために、こういう20年以上前から、後継者問題、Iターン、Uターン、いろいろな問題で手を打っていただいても、なかなか効果が出ていないということで、非常に当町の農業経営のほうも、議員さんがおっしゃるとおり、今や崖っぷちに立って、非常に危機感はもう強くなっておりまして、耳が痛いほどでございますので、私もふれあいトークのほうでも、同じような農業振興の中では、この問題が取り上げられておりますので、非常に私も自分の力不足と同時に、責任を感じながら、今日非常に悩んでおるようなわけでございますけれども、農業後継者というのは、中森議員さんがおっしゃるとおり、後継者問題については、私も同じような感覚で捉えておりまして、今や度会町でも個人の長男の方が後継をするというのは、いわゆる家族単位で考えるような時代では、もうなくなっておると思っております。

また、言われたように若い人の町内への導入といいますか、流入といったことの施策もという中で、やはり町内外問わず、私は個人だけではなくして、もう一つ拡大的な考え方を持ってまして、グループとか、それから団体、あるいは法人等がそういう後継者というよりも、幅広い意味で、農業のリーダーとしてなつていただく

ようなことを、当町としても今後、農業の担い手の農業経営を目指すリーダーの発掘という言葉に尽きると思いますけども、それに対して、より力を注いでいかなければならない。またいくべきだと考えております。

また、若い人にとって、魅力のある農業とか、そして、先ほどもアベノミクスの中で議員さん触れられましたけども、儲かる農業という言葉。非常に私も理念的には当然、当たり前のことであって、耳が痛くなるほど、この言葉は浸透しておりますが、しかしながらなかなか実践的な効果を得ることのできないことのでございますので、農業政策はまだまだこれからではないかと思っております。

また、国の施策で、非常に農業経営に強い意欲のある方が、農業経営の就労につく場合に、昨年、今年度でございますけども、45歳までを確か対象で、5年間、長い間で見えていただくといいですか。先ほどの議員さんのおっしゃったように、非常にいい国策なんですけども、非常にハードルが高いといいますか、要件が非常に具備していくものを、吟味していきますと、なかなかうちの中山間地域には、これが全くそぐわないということが、国に対して失礼な言い方ですけども、そういうことが出ているのは、非常に強く認識しておる中で、今回、国のほうの施策で、この就労者の方へ、私は5年間という形の長い、国の政策にしては、計画で5カ年計画はあるんですけども、実践で5カ年をとっていただいて、そして45歳までで就労者の方へ、一定の給付支援を行っていく事業が、実際に、これはもう当町でも初めてこの制度を活用させていただいて、今、将来リーダーとなり得る、第1号としてスタートを切らせていただいておりますので、非常にうれしく思っておりますが、私はこの制度自体が、非常に農業経営に意欲のある方たちへの国策としては、期間が5年ということと。育成支援には十分とてもわかりやすい、我々にはわかりやすい制度。そして、効果の出やすい事業だと思って、高く評価をしておりますので、今後、当町におきましても、第2、第3の農家の担い手育成ということで、地域のリーダー発掘の根幹の一つとして捉えて、水面下で法人、グループ、団体化、組織の推進を、地域の皆さんと担当課を中心に交えて話し合う場を設けまして、国や県の指導のもとに、積極的にこれを進めていきたいと考えております。農業後継者については、この程度でとどめさせていただきます。

したがいまして、結論的には、先ほど言われたように、個人を問わず、町内外問わず、こういうリーダーの発掘を求めていきたいと。この今、言いました就労支援の事業のような国の制度が、国の国家役員さんのほうで、非常に我々がわかりやすいような事業を、受けとめてわかりやすい事業、そして効果のある事業を、この我々の中山間地域の一つとして、そういったことを全国の中で展開をしていただくことを期待しながら、この先も進めていきたいと思っております。

次に、農地の荒廃地防止対策についての質問でございます。もう本当に、これも

心痛めておりますけども、水田農業での遊休地の荒廃、それから平成26年度になりますと、見込みでございますけども、当町の地域特産物である、御指摘のとおり、お茶栽培農家の茶園が非常に荒れて、原野と化していくという風景が多くなってくるんじゃないかというのを、もう今から想定を私のところではしております。

議員さんのおっしゃるとおり、「耕作放棄、離農」による荒廃地が進んでいることは、もう避けられないんじゃないかと。もう対策というのは、非常に急務であると認識をしております。

水田におきましても、国は長年の先ほど言われました、減反政策の水田補助金を近い将来、平成26年から平成30年には、徐々に無くしていく。廃止していくという方向でございます。また、地域の特産物の野菜とか、果物等への対策というのは、これは国の保護政策というのは、非常にありますけども、不十分だと思っておりますので、我々それぞれの各地域の自治体が、荒廃地を全く無くすということを理想に持ちながら、歯止めの対策なり、防止対策を講じていかなければならない時期に入っておると、もうこれも十分認識をしております。

私は、最初に就任させていただいた時に、ささやかですけども、町単事業で耕作地荒廃防止対策事業の一つとしてブルーベリーの栽培を始めました。よく笑われたりしておりました。「何やこんなものするんかい」と、「もう本当に大したことないやないか」ということで、全く大したことないんです。せやけど、大したことないことから始めようということで、今回4年目を迎えて、やっと直販が可能となってまいりました。しかしながら、事業というのは思ったより拡がりを見せておりません。現在、十二、三名の農家の皆さんが、約1ヘクタールの栽培面積まで真剣に取り組んでいただいております。私も農業振興対策の、これは小さな突破口ということで、お話を進めておりましたけども、今後もやはりやり始めた以上は、生産者の方々とともに、私もある程度のところまでは参加して、直販の拡大、商品の開発に前向きに取り組んでいきたいと、こういう所存であります。

そういったことで、農地が一度、原野に化してしまいますと、この農地を再生するには、非常にコストも多くかかりますし、回復させるには容易ではなくなるということの困難度も伴いますので、農地の荒れないような歯止め対策として、もう一つ突っ込んで、町行政としては、何かを考えていかなければならないということは、もう常日頃思っておりますが、平成26年からにかけて、まだ試験でございますけども、農地の草刈業務の受委託、これを登録制とか、いろいろ内容はまだまだ申し上げられませんが、そういったこととか。それから、茶園につきましては、もう今、生産農家も議員さんおっしゃられたように、もう崖っぷちもいいところで、抜根する力も、もう現状の農業の方々には重荷となって、力が残っておりませんが実情でございますので、こういう抜根対策事業等を視野に入れながら、荒廃地防止

を現実味を帯びた対策を出せるように、今後、努力をしていきたいと思っています。早急に努力をしていきたいと思っています。

また、農地を守りながら、農地を再生利用するプランというのも立てながら、維持を管理していくというような「荒廃地防止対策」事業を構想として平成26年から平成27年にかけて、提案をさせていただいて、計画実施に踏み切っていきたいと、強く考えております。ぜひとも、また一つ御協力をお願いしたいと思います。

また、国の平成26年度の事業予算も見てみますと、御指摘のとおり、安倍総理のほうは、まだまだ1次産業低迷も見捨てないということで、日本型直接支払制度とか、それから農地中間管理機構の制度等が設けられております。この内容につきましては、なかなか問い合わせしても、すぐに国のほうも、修正もあるんかわかりませんが、制度そのものは今こうといったことの趣旨、目的もございませけれども、内容については、担当課におきまして吟味して、やはり中山地域の当町に合った内容については積極的に利活用させていただきたいと思ひますし、町単事業との連携を模索しながら、この荒廃地防止対策の置かれている窮地を、少しでも乗り切って超えていきたいと考えております。

また、生産農家の皆さん方には、ぜひともお願いをしたいんですけども、「行政に何とかしてほしい。何とかならないのか」という思いは、もう私3回のふれあいトークで、十分意見をいただいております。行政にももう届いております。しかし、私としては、行政だけではこの危機は乗り切れるものではございませぬので、農家の皆さんには、ぜひとも「行政とともに、何かをやろうやないか」という、「頑張るやろうやないか、頑張ろう」という考えを持っていただくことをお願いしながら、平成26年からは本格的に「荒廃地防止対策」に講じていくという決意を持っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、この私の構想、計画実施をどのようにしていくのかなという思いもあろうかと思ひますが、私一人ではできませんので、やはりブルーベリーの時にも申し上げたんですが、そのときはもう私としては、ジャブぐらいの程度でしたけども、今回は非常に本格的でございませぬので、当町の農業委員会というのは、議員さんらが御存じのとおり、全国農業会議の農業のあり方をも一番検討をするところの組織でございませぬので、そういった我々のこの傘下におかれておる農業委員会という場所を、毎月1回開催をしておりますので、この中で協議を、まずしていただいて、それからその案件を我々のほうから提案をさせていただいて議論を深めて、具体的な対策を案件をもとにまとめていきたいなと思ひしております。

もう一つ、先のゴールもあるんですけども、ここは今、触れませぬけども、そういった対策が少しでも、当町の農業の低迷の突破口になったらと、そして、いい効果に広がったらという期待をしながら推進していきたいと。これを打ったから打開

策につながるという、甘いものではないとは思っておりますので、よろしくお願ひ
したいと思います。

また、それがよく言われる第6次産業化へのつながり、「安全・安心できる農産物」の小さな産地化。そして、自分たちで自分の栽培をした農産物に価格を、ある程度決められるような直販や共販、例えば、今、道の駅で皆さんに御協議をいただいておりますが、そういった場所の直販所、あるいは、町外での消費地と直結した直接産直の新鮮な野菜等の搬送できる出荷先を確保するといったことを、前向きに行政として焦らずに一步一步、着実に前進していく、努力を積み重ねていく所存でございます。無論JA農協の皆さん方、また商工会等の皆さん方の御協力、そしてまた御支援をいただきながら行っていきたいというのは、当然でございます、どうか、議員の皆さん方もこういったゴールを目指して、一つ平成26年から平成27年にかけて、決意も新たにしていって踏み込んだことをやっていきたいと思っておりますので、御協力・御支援と、そしてまた、アドバイスのほうをよろしくお願ひをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 中森慰議員。

○9番（中森 慰） いろいろお答えいただきまして、私も思うのは行政ばかり頼らずに、やっぱり厳しいときは、自分から行動を起こすべきやと。これはもうあらゆる、いろんな機会にあるごと、若い人たちに言うておくことですが、やっぱり行動を起こさん限りは、今度良くなったときでも、いい方向は向きにくいんではないかなと思っております。いろいろお答えいただいた中で、やっぱり国・県・地方のいろいろ施策ありますけども、確かにハードルが高過ぎる。6次産業化にしても、結構、自分でつくったものを最終的に売れというなりに、販売者には当てはまらんとか、いろいろハードルがたくさんあります。今のお答えの中の農地の中間機構の問題においても、預けようと思っても、つくるところ探して来いというような感じで、なかなかすんなりいかんと、いろいろこのハードルが高い中で、本当にこの中山間地の度会町では、なかなかこれは当てはまりにくいなど。

また、只今、お答えのありました中で、農業委員会でもそういう議論をしていくという中で、度会町の水田の、これはもう課長さんにお答えいただけると思うんですけど、面積です。水田・茶園、あと荒廃しとる農地はどれぐらいあるのかと、優良農地はどれぐらいあるのかというようなデータはお持ちですか、ないですかだけ、ちょっとお聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下 和行） 中森議員さんの質問にお答えします。

水田につきましては、優良農地、それから荒廃地につきましては把握しております。

す。これにつきましては、毎年、土地改良区の総代さんに、全戸調査をお願いしとるところでございます。それに農業共済細目書の提出がございますので、それと照合しながら確認しております。

面積につきましては、水田台帳を完備しておりますので465ヘクタール。それから、その中で自己保全管理。これは90ヘクタールでございますけれども、この自己保全管理の中には、もう完全に耕作放棄した土地もございますけれども、いつでも作付可能な農地もございます。これが90ヘクタールでございます。それで、現在、耕作されております水田につきましては375ヘクタールと把握しております。

茶園につきましては、詳細な、こういった提出物、申請書等がございますので、平成18年の農業センサスが最後にデータの的には最後になりますけれども、これが207ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 中森慰議員。

○9番（中森 慰） ありがとうございます。

水田も650ヘクタールありましたが、以前に比べれば大分へってきておるのかなと。優良農地把握しとるということですが、ちょっと面積。この作つとる375ヘクタールの中の、本当に今後守れていける優良農地はどれだけあるのかという把握はあるんかないか、ちょっと聞けなかったですけども、本当に昨日も委員会で町内見てきた中で、本当に基盤整備しとるところでも、もう耕作放棄しとるというのは現状です。本当に、今後こういうのをつかんでほしいなど。

茶園の207ヘクタールというのは、恐らくこれはもう私も茶業を営む人間として、180ヘクタールもないん違うかなと、本当耕作放棄しとる畑を入れると本当にもっと少ないんじゃないかなと、こう考えるところでございます。

それと、新聞記事です。「転作補助金自治体が判断」という見出しで出ておるわけです。本当これが、実際、新聞の見出しですんで、国の施策で打ち出すかどうかは知りませんが、自治体にこういう判断をせえというものを投げつけられたときに、やはりこういうデータはつかんどくべきであると、やっぱりそういうのをつかんで、今後、議論をしていっていただきたいなど。

先ほど町長さんも、私、次聞こうかなというようなことを、えらい全部答えてくれたのですが私、実際に今後、こう守っていく上で、やっぱり農業委員会、3条、4条、5条やなしに、こういう議論を大いにしてほしいんです、農業委員会の中で。どういうふうに守っていくかと、そういうときにも、こういうデータが必要であると。それとやっぱり本当に農業に携わる人らも入れて、今後の対策を練る協議会というようなものも立ち上げていただきたいなど。それと、私は大きな組織の力添えもいただいて、今後守っていただきたいなど言おうと思ったんやけど、町長さん、

農協さんとか、商工会さんというようなことを言われたんであれですけど、やはり町としても機械化が進んでいくときに、大きな組織であっても、機械購入するときには、町でもわずかなり協力はしとるわけですから、今度これだけ困ってきたんやと、逆に大きな組織の力もお借りして、度会町の農地も守っていただきたいというのが、私の切なるお願いでございまして、度会町から農地を消してしまったらえらいことになる。この新聞記事でもいろいろ書いてある。農地の本当の目的、災害のときの被害なんか守るためにというような中で、荒らしてしまったら役目はなさない。本当に厳しい状況でありますけども、今後ともそういう農業委員会、またそういう協議なる組織を立ち上げて、大いに前向きに。また、農業者も当然、自分から行動を起こすぐらいの意気込みも持っていただきたいなという気持ちも込めまして、今後そのような取り組みをやっていただきたいということを、切にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、中森慰議員の質問を終わります。

続きまして、10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております給食の問題につきまして、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

平成17年7月に食品基本法が施行され、平成18年3月には国として食育推進基本計画を策定し、その後、県や市町においても、それぞれの地域における食育推進計画を策定、実践的な取り組みが行われてきておるところでございます。ちなみに、度会町では、策定はされておりませんが、これは義務ではなく努力目標ということなので理解をさせていただきたいと思っております。

それでも、行政としての取り組みにつきましては、結構なされておりました、食育という言葉の意味が浸透し、なじんできていると思っております。安全で安心な給食は食育を進める上で、その中心となる重要なものであります。給食によって、子供たちの体を作っていく。いわば未来をつくっていくというものであると思っております。

最近、この安全・安心を脅かすような給食の中に異物が混入したという事案が、三重県の鈴鹿市や、隣の岐阜県可児市でも何回か発生しております。二日前には鳥羽市でもあったようでございます。その対応にいろいろな意見や問題点もあった模様であります。短時間での判断が求められるため、調理前の食材から糸状のものが飛び出したメンチカツが発見され、その後の調べで、肉の繊維質だったことが判明したものの、提供を予定していた1万3,600食分回収される騒ぎとなったそうですが、それでも過敏過ぎると思われるほどの判断が必要であると考えます。

このようなことを受けて、鈴鹿市では、災害時の備蓄を兼ねて、異物混入時の代替献立確保として、レトルト食品の購入を決定したと聞いております。

食材、調理現場、搬送、配膳、それぞれにどこにでも可能性があり、不測の事態が起こった際の危機管理マニュアルは万全であるのでしょうか。

また、今の傾向として食物アレルギーの子供が増えつつあります。食物アレルギーとは、原因食物を摂取した後、身体にとって不利益な症状が出ることでされており、食品によってはアナフィラキシーショックを発生して、命に関わることもあります。特に、そばが有名であります。日本では、食品衛生法第19条において、特定原材料として、卵、小麦、エビ、カニ、そば、落花生、牛乳の7品目と、特定原材料に準じるものとして、さばなどの魚介類や肉類、その他果物類など18品目が定められております。それぞれの人によって、原因食物が違っており、中には複数の原因食物がある方も見られます。家庭・保育所・学校・調理現場と連携して、うまく進めておられると思いますが、最悪の場合、命を奪われることもあることから、十分な注意が必要であると考えます。

そして、円安等による輸入食材の高騰や、異常気象の影響などで、ほとんどの食材が値上がりしており、加えて、来年度から消費税のアップが決められております。給食費につきましては、保護者の負担金でもって特別会計のような独立した会計で、処理されているところであります。このため給食費の値上げが予想され、保護者の負担がふえるのではと心配しておりました。

この一般質問通告書を提出後、予算決算常任委員会で給食センター調理業務委託に係るプロポーザル実施要領の概要説明を受けたところであります。この契約が完了すれば、3年間は保護者負担は変わらないと理解するところであります。安全で安心な給食が保障され、そして、信頼できるよりよい業者に決めていただきたいと願うものであります。企業実績、財務内容等を含め、業者の選考基準についてもお聞かせください。

保育所の給食につきましては、福祉保健課の担当であり、学校給食は教育委員会と違っておりますので、それぞれ町長、教育長に答弁を求めます。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの福井議員さんの御質問でございますが、まず、保育所のほうの給食につきましては、これは福祉保健課担当ということで言われましたので、学校給食のほうは教育長のほうからお答えするとして、私のほうから、まず三つの保育所についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

保育所の給食、三つの保育所でそれぞれ独立して調理を行って、給食をしております。保育所の給食における異物の混入が、本年度のこの11月までの間に、三つの保育所でございますけれども、保育所につきましては発生がしておらないという報告

を受けています。保育所の給食における危機の管理。御指摘のマニュアルは、現在、策定はしておりません。ただ、それのかわりといいますか。今のところは、給食自主点検票によって、毎日チェックをなされ、異物混入の防止に努めております。

点検票というのは、従事者の衛生管理、下痢とか、発熱等の症状の確認。それから、調理作業衣の点検確認とか、また食品の取り扱いにつきましては、食材の品質、鮮度、異物混入があるかないか。また、施設、器具、それから容器、こういったものの状態もチェック。それから、調理をした後の食材の管理などのチェックをしているというのが、点検票に沿って行っております。

給食の危機管理のマニュアル。お話がございましたが、今後、他の市町や教育委員会との危機管理マニュアルを参考に、当町も策定していきたいと思っております。

保育所では、その次に、アレルギーの除去食というのを提供しております。現在、棚橋の保育所で5名程度の園児に対して、これを実施しております。

それから、アレルギー対策につきましては、随時、保育所の所長や栄養士が講習会を開かれるごとに参加をして、知識やとか、あるいは対応技術の習得に努めています。

また、議員さんのおっしゃった、ちょっと難しい言葉ですけども、アナフィラキシーショックという、この対処につきましては、保護者からエピペンと言われる注射ですけれども、これについては、保護者の方が処方せんを医者の方から受けてから、保育所に申し出をしていただいて、保育所の方でそれをエピペンを預かって、急遽のときには、それを対応するということになっておりますけれども、現在、対応する園児は今のところございません、幸いにも。

それから、保育所におきましての、この給食費でございますけれども、保育の材料費、それから給食の材料費としては、保育料というのを徴収させていただいておりますので、別途給食費というのは、学校給食と違いまして、徴収はしておりません。したがって、保育料は平成23年の7月から改正を行って、所得層によってちょっといろいろ改正をさせていただきましたんですが、これについての改正というのは、まだ何も考えておりません。したがって、給食の材料費の値上がりとか、それから、議員さんの懸念される消費税の3%アップに伴う増税ということに対することによって、この園児たちの給食の質の低下が招かないようにという、この財源につきましては、私の子育て支援の一環として、町費において負担をしてまいりたいと考えておりますので、一つ御理解と、また今後も御協力をお願いをしたいと思います。

学校給食につきましては、教育長の方から御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長

○教育委員会教育長（藤田 心作） ただいま福井議員さんから御質問いただきました、学校給食について、お答えをいたします。

学校給食におけます異物混入につきましては、平成24年度、昨年度4月から今年の3月までですが、14件発生しています。

その内容は食材に異物混入があったものが11件、給食センターで混入したと思われるものが3件ございましたが、危険な異物混入はなく、部分的な食材使用停止にとどまっています。

また、平成25年度は、今年のこの11月末現在で10件発生しております。いずれも食材での異物混入でございました。給食センターでは、異物混入時の緊急対応マニュアルを定めておりまして、マニュアルに従い当該事案ごとに対応をいたしております。ほとんどが食材への異物混入が占めておりまして、その都度直ちに食材提供者に連絡して、調査を実施させ、結果を報告させていますが、重大な異物混入ということには至っておりません。当然、部分的な食材の不提供とか、そういう部分でとどまっております、大規模な食材廃棄には至っておりません。

また、食物アレルギーにつきましては、毎年度、保護者にアレルギーの疾患調査を各学年、全学年に対して、毎年度年度末に行いまして、翌年の4月から対処できるようにということで、毎年調査を行っております。その調査によりまして、食物アレルギーがあると記載された保護者に個別面談をいたしまして、個人のカルテを作成、それから学校生活における管理指導表（アレルギー疾患のための管理指導表）、これを作成をいたしまして、除去食の依頼書を保護者のほうから、学校のほうへ提出をいただきまして、学校の教師とか、給食センターの栄養を担当しております、栄養教諭とか入っていただいて、アレルギー対応検討委員会を開催をいたしまして、そこで給食の対応方法を協議をいたしまして、その協議の結果に基づきまして、給食センターにおいて対応食を提供いたしております。ちなみに、現在、アレルギーの対応食を供給、提供いたしておりますのは、小学校で6名、中学校で3名になっております。ただ、小学校6名のうち2名は、本当の意味の食物アレルギーではなく、乳糖不耐症というんですか、ちょっと牛乳等を飲むと下痢をしたり、おなかを壊しやすいというもので、アレルギー対象ではないんですけれども、そういうお子さんについても、保護者から申し出を受けまして、こういう方には豆乳で代用をするとか、そういうことを対応をいたしておりますのが、小学生で6名のうち2名、中学校で3名のうち1名という状況でございます。

また、急性な食物アレルギー反応、俗に言うアナフィラキシーショック、ハチの毒とか、そういうのがございますが、これにつきましては、三重県の教育委員会が策定しております「学校管理下における危機管理マニュアル」及び各学校で定めております「緊急時対応マニュアル」により対処することとしておりますが、現在の

ところ、アナフィラキシーショックの対応症状を呈する児童生徒はございません。

それから、食材の値上がりに対応するために、平成25年度から学校給食費を小学校低学年で200円、小学校高学年、中学生につきましては300円の値上げを行いました。このうち半額を、引き上げ分の半額を町費負担としていただいております。

平成26年度から消費税が引き上げられ8%となり、学校給食運営費で年間、消費税の3%アップ分だけで120万円から150万円程度が、新たに必要になると思われませんが、平成25年度に給食費の引き上げを行ったばかりでございますし、また、平成27年度には消費税が10%に引き上げられるかもわかりません。こういう状況を踏まえまして、教育委員会といたしましては、平成26年度から学校給食センターの調理業務を民間に委託することによる給食センターの運営費が軽減される見込みでありますことから、消費税引き上げに伴う不足する財源を、直ちに保護者負担とすることなく、町の財政負担をお願いいたしたいと考えております。

先ほどの町長さんの答弁の中にも、子育て支援のために、町で負担をしていきたいというお考えであるということをお聞きをさせていただいて、私どもも大変安心をいたしております。

また、学校給食の質の低下を招かないよう、平成27年度の消費税引き上げ後に、改めて学校給食費の保護者負担について検討をしてみたいと、このように考えております。

学校給食センターの業務委託につきましては、学校給食業務の実績がある業者を入札指名審査会において選定をいたしまして、プロポーザル方式にて業者決定を行うことといたしまして、業務委託業者選定委員会を設置いたしまして、この委員会は、副町長を筆頭に、我々教育委員会の職員と、学校の校長、栄養教諭等が参画いたしております。この委員会で業務委託仕様書、プロポーザルの実施要領、業務委託選定基準等を策定をいたしまして、去る12月2日にプロポーザルに参加表明をいたしました。この業者選定は、選定基準により会社概要、学校給食に対する基本的な考え方、それから安全衛生管理体制、調理従事者に対する研修計画、調理従事者の配置計画、業務の遂行能力、それから業務委託料の7項目を提出いただきました書類とプレゼンテーションによりまして、選定委員9名が採点をいたしまして、去る12月9日に株式会社トモに内定をいたしたところでございます。

業務委託契約締結後、業者と給食センターの実務調整を行いまして、年明けの3月から1カ月間、現在の給食センターの職員ともども、給食センターの現場におきまして、調理実務実習を行っていただきまして、来年の4月から完全な業務委託という準備を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、御理解御協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 丁寧な御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今後、業務委託をした後の危機管理につきまして、企業として当然の責務があるわけですが、それをうまく対応し、機能していくために、教育委員会との連絡体制とといいますか、チェック体制をしっかりと作り上げていかねばならないと思います。教育委員会と対業者という関係となるわけでありまして、ないとは思いますが、事故が隠蔽されるかもしれないという不安もございます。教育委員会として、どのようなこれからの取り組みがあるのかお聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長

○教育委員会教育長（藤田 心作） 来年4月からの業務委託につきましては、給食センターの管理運営については、民間業者が行うわけですが、この民間業者の現場の責任者といたしまして、栄養士もしくは調理員が主任として1名が、必ず常勤でしてもらいます。それから、副主任ということで、これも栄養士もしくは調理員の資格を持った方が副主任として、常勤の状態でございます。

それから、給食実務、調理のほうを担当する調理の責任者として、1名が常勤で対処するというので、給食センターにおきましては、常時3名の職員が常勤勤務という格好になります。あとの調理実務にかかわる職員については、常勤職員もしくは臨時任用の職員が当たるということで、少なくとも調理員といたしましては、5名ないし6名程度が当たるものと思われております。

実際、センターの調理業務の運営はそういう民間会社のほうが行いますが、給食の献立、実施の食材の発注等につきましては、学校の栄養教諭が直接担当をいたしまして、その指示は栄養教諭がセンターのほうへ行うということでございまして、私どもと栄養教諭は、日常密接な連携を持ちながら、センターの運営に当たりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） どうもありがとうございました。

ちょっとこれは答弁は求めませんが、臨時調理員の件について、少し思うことがありますので述べさせていただきたいと思います。

3カ月ほど前の新聞の折り込み求人広告の中に、多気町の学校給食を運営する会社が、臨時調理員の募集をかけておりまして、その時間給が750円だったと、私は記憶しております。現在の町の臨時職員の賃金との差が、余りにも大きいわけでありまして、業者としては慣れた方に仕事をしてほしいと思いますが、常識的に考えれば、町の時間給での再雇用というのは難しいのではないかなと言わざるを得ません。大変気の毒な気がしますが、これがいわゆる身を切る行政改革というのかもしれ

れません。弱い立場の人が影響を受けるというのが、大変つらい気持ちにさせられます。

最後に、安心して食べるという当たり前の体制が緩まないよう努力していただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時25分休憩)

(10時35分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番 登喜三雄議員。

《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただきまして、三つの質問をさせていただきますと思います。

まず、1点目は、度会町選挙管理委員長さんに、「町議会議員定数の削減に伴う投票区の在り方と、任意制選挙公報の発行について」質問をさせていただきます。

2点目は、度会町教育委員会の教育委員長さんに、「首長への責任移行など教育委員会制度の改革議論について」の見解などを伺いたいと思います。

また、3点目は、町長さんに「道の駅の最終考査に向けて」質問をいたします。

質問に入ります前に、まず今回、議長に調整をお願いいたしながら、浅井選挙管理委員長さん並びに、西岡教育委員長さんに御出席を賜りましたことに対しまして、心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速1点目の質問に入ります。

「町議会議員定数に伴う投票区の在り方と任意制選挙公報の発行について」浅井選挙管理委員長さんに質問をいたします。

平成27年7月に任期を迎える次回の度会町議会議員の選挙から、その定数が11人となり、現行の定数から1名少なくなります。この背景には、厳しい町財政事情がある一方で、二元代表制としてより広く、またより深く住民皆さんの声を代弁できる、度会町議会の姿が求められているものと思います。すなわち、経費の節減が求められる一方で、町全体を考えることができるとともに、34集落2自治会の均衡ある発展と、町民福祉の向上に心を砕く議員が望まれているものと考えます。

そこで、経費削減の観点から、大変利用しやすくなった期日前投票も浸透してきたところでもあります。また、9投票区の投票所の中には、物理的な利用面から余りふさわしくないところもあるように、私は考えます。長く続いてまいりました、町内9投票区の合理的な融合を図ることを提案いたします。

次に、選挙カーでの連呼に頼ることなく、志を持った者が、誰でも立候補でき、

同時に有権者の皆さんの判断に資する選挙となるように、公職選挙法第172条の2で認められております。「任意制選挙公報」の発行を提案いたします。この二つの提案とも、選挙の間際でない、この時期でないと検討に入れなと思います。委員会の見解をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（中村 忠彦） 浅井選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（浅井 司治） 私、選挙管理委員会から登議員の質問にお答えします。

まず、「9カ所の投票区融合」の件ですが、選挙管理委員会としましては、「度会町の有権者が一人でも多く投票してもらおうということに、重要な意義がある」と考えるのが、当会の根幹とするところです。ですが、時代の変化もあり、長年の慣行でもある9カ所の投票区改善も、現在では必要不可欠な問題であると考えますが、投票区につきましては、やはり地域代表である区長さん方の意見が、区の住民を大きく左右するということから、区長会等での意見集約をしていただいて、その結果を見て、当委員会で検討を重ね、慎重に判断をいたします。

以上が、私の見解とするところです。

もう一点の「安価な任意選挙公報の発行について」ですが、このことは町の末端地域まで候補者の経歴等が地域住民に周知されるということで、大変よいことだと前向きに捉えますが、公選法や条例の制定等、諸問題が多くあり、この件は事務局のほうで説明させますので、よろしく申し上げます。

私からは以上で終わります。

○議長（中村 忠彦） 八木総務課長。

○総務課長（八木 一夫） それでは、選挙管理委員会事務局といたしまして、補足説明をさせていただきます。

御指摘の「任意選挙公報の発行」につきましては、議員が提案をされました市町村議会の議員の選挙。そのほか県議会議員、それから市町村長選挙、この三つの選挙に発行は可能ということで、公職選挙法167条から171条、これに準じて町で条例を定めて実施することとされています。

それで、公選法167条から171条の概要を少し申し上げますと、167条では広報の発行ということで、選挙公報に候補者の氏名、経歴、政権、そして写真を1回発行するということが発行のこと。

168条では、掲載文を申請するということが、告示の日等に文書で候補者が申請をするということ。それから169条は、手続ということで、選挙の種類ごとに広報を発行すること。また、候補者多数の場合にはくじ引きによって、掲載する順番を決めるということが規定されております。

170条では、配布ということで、選挙期日の幾日前までに広報を配布するのか、

通常使われる新聞折り込み等による配布方法等が規定されております。

171条は、広報の発行の中止ということ、例えば無投票になった場合であるとか、天災・事故等で広報を発行を中止するということが、この五つの条文の中で規定をされております。この五つに準じて条例を定めるということになるところでございます。

今後、委員長の姿勢にもありましたとおり、前向きに検討をしていく上で、広報を発行するということの最大のメリット、効果につきましては、有権者の皆様の候補者の皆さんの経歴なり、政見等を広く伝えることができるということにあるところですが、事務的な面で検討をいたしますと、選挙期間が五日間ということ、大変短く、掲載文書の申請受け取りから、くじ引きでの配置、それから印刷方法、印刷の作業、それから新聞店への持ち込み。それから、選挙期日までの配布。これが的確に進められるかどうか、そういう点があろうかと思えます。

また、選挙管理委員会では、通常、同時実施としてこのところ行っております、町長選挙も見据えて、二種類の広報発行を想定する必要がございます。

事務局といたしましては、今後の選挙管理委員会の会議の中で、課題、問題点の検討をお願いしてまいりたいと思えます。

また、仮に実施の方向と決定する段階におきましては、条例の制定につきまして、議会の皆様に御審議をお願いするものでございます。

以上、事務局としての補足説明とさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

4年に1回のことですので、なかなか変えることのできない難しい面があろうかと思いますが、よき御検討、よき結果を期待いたします。

ただ、1点事務局に御答弁いただきました、公選法の解釈の話なんですけれども、最終的には172条の2が適用されて、発行ができるものだと思っております。

それから、準備期間の話があったわけなんですけれども、やはり事前説明会等、前もって十分な時間、期間をとりながら、立候補予定者に理解を求めながら、早く準備をすることは、それなりに可能かと考えますので、どうぞ御検討をよろしくお願いをいたします。

選挙管理委員長さんありがとうございました。

それでは、二つ目の質問に移らさせていただきます。

「首長への責任移行など、教育委員会制度の改革議論について」西岡教育委員長さんに御質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、いじめ・不登校、学力試験の格差から土曜授業の復活、教科書選定、道徳教育を正式な教科に、また食育、体力低下など多くの課題を持つ学校教育に加えて、

社会教育、社会体育、公民館活動の振興など、広範囲を守る教育行政については、非常勤4人、常勤1人の教育委員さんによる教育委員会が執行機関となり、全ての事務を司る常勤の教育長さん、藤田教育長さんを任命し、これを指揮監督する体制となっております。一方で、教育予算を編成、執行することは首長、いわゆる町長の職務権限であり、いわば二極構造的な要素を持っております。宝物である子供たちを守る教育現場をはじめ、生涯学習やスポーツ振興等々、教育委員さんには大変重要な職責を担っていただいております。

本論に入ります。この教育行政について、政治的影響力を心配しながらも、「首長が教育行政の最終責任者とならなければ、迅速な課題の解消につながらない」などとする、中央教育審議会の分科会答申案に対して、度会町教育委員会ではどのような見解をお持ちですか。

なお、現行制度の中で、諸課題の解決に向けて、より積極的に現場の意見を聞くことが大切だと思います。平成24年度の委員会報告もいただいているところですが、今一度、町民の皆さんに向けて取り組みの現状について、お聞かせをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中村 忠彦） 西岡教育委員長。

○教育委員会教育委員長（西岡 俊夫） 登議員さん質問の中央教育審議会教育制度分科会の答申案について、その見解と現在の取り組み状況について、お答えをいたします。

御承知のとおり、中央教育審議会教育制度分科会が、「今後の地方教育行政の在り方について」の答申案が発表されました。その答申案は、「教育委員会制度の在り方について」、また「教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について」、「学校と教育行政、保護者、地域住民との関係の在り方」のこの三つの柱で構成され、それぞれに幾つかの項目が設定されております。

その内容については、多岐にわたることから、ここで改めて申し述べませんが、一番の柱であります教育委員会制度改革についてお答えをいたします。

新しい制度の方向性としては、「地方公共団体に公立学校の管理等の教育に関する事務執行の責任者として教育長を置く。」「教育長は、首長が定める大綱的な方針に基づいて、その権限に属する事務を執行する。」「首長が、大綱的な方針を定める際には、その附属機関として設置する教育委員会の議を経るものとする。」

「教育長の権限に属する事務の執行について、首長の関与は原則として大綱的な方針を示すにとどめ、日常的に指示を行わないものとする。」

「教育委員会は、地域の教育の在るべき姿や基本方針について審議をすると共に、教育長による事務執行を、住民目線による第三者的立場からチェックすることを目的とする」ことが示されております。

私ども教育委員会といたしましては、この改革案を歓迎しており、早急に実現していただきたく思っているところであります。

現行制度では、教育行政について、教育委員会に全ての職務権限があり、教育長は教育委員会で教育委員であると同時に、教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどることになっています。非常勤の教育委員の合議体である教育委員会が、常勤の教育長と一体の責任を負うことにより、教育委員会の役割が不明確となっていますし、教育委員会の審議も形骸化したり、教育長に対する指示が迅速に行うことができません。また、早急に対処する必要のある危機管理能力が不足しているのも、現実であります。

このような状況から、教育委員会が政治的中立性、継続性、安定性を確保したまま、教育長と教育委員会の権限と責任の明確化を図るとともに、教育委員会が第三者的立場で、この教育行政のチェックを行うことや、首長の責任を明確にする改革案に大いに期待をするところでございます。

現在の教育委員会は、教育長を含む委員5名で構成され、毎月開催されます定例教育委員会と、臨時的に開催される臨時教育委員会が行われています。定例の教育委員会では、教育委員会の条例、規則などの審議のほか、教育行政にかかわる状況報告を教育長及び事務局から受けております。

また、臨時教育委員会では、重大事案が生じたときの対応策協議や、委員長、教育長選出などを行っています。

また、このほかに学校や社会教育の行事等にもできるだけ参加をし、広く意見を伺うことといたしております。

以上、登議員さんの御質問に対する私のお答えといたします。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 西岡委員長さん、本当にありがとうございました。

私も多くの課題解消に向けては、教育委員会の新たな制度設計の議論が大変重要だと考えております。今、見解をお聞かせいただきまして、私も大いに理解をさせていただいたところです。しかし当面は、現行制度のもとで現場の声に耳を傾け、いわゆる学校を守るのではなく、子供たちを、そして子供たちの家族を、そして、先生方をこの人々を守っていただきますように、御希望を申し上げたいと思います。

なお、平成24年度、前年度のその委員会の活動報告をいただいたところなんですけれども、今、委員長からもお話しいただきましたように、定例会、臨時会等々、協議をされております。この協議の場に、学校の校長先生はじめ先生方の現場の声を聞くように、報告書を見せていただきますと、そのうちの2回とか、3回だったんではないかなと思うんですけれども、なるべく多く現場の声を聞くために、学校の校長先生等の御出席を求めながら、会議を進めていただきたいことを希望を申し

上げておきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に3点目。町長さんに道の駅の最終考査に向けて、質問をさせていただきます。

私たち町議会は、去る10月23日、岐阜市の柳津道の駅を視察研修してまいりました。岐阜市と羽島市を結ぶ主要地方道岐阜南濃線沿いに位置する当道の駅は、1日当たりの交通量は約2万7,000台と、度会町が計画するサニーロードの約1万台と比較いたしまして多く、また、前年度、平成24年度のレジ通過利用客は6万人ほどのことでした。この日は平日のことでもあり、利用者はまばらで、にぎわいは見られませんでした。

また、指定管理者の話によると、経営面では約1,000万円の岐阜市の支援を受けて、収支の均衡を得ているとのことでした。駅長さんをはじめ数人の雇用効果と農産物、土産物の販売を通して、生産者への経済効果は推測されるものの、その中には北海道産等県外の品物も見受けられました。これでは、道の駅の必須条件である休憩機能を満たすトイレの守賃に1,000万円を毎年投入しているとの見方ができることとなります。本町の道の駅基本構想の策定も大詰めを迎えようとしております。3月と9月議会における私の質問、当時ではまだ住民の皆さんに公式の見解を示すことができないとのことでしたが、私の是非判断、すなわち町議会での意見集約の時を迎えております。

以下の点について、お答えください。

3点について、改めて問います。

まず、1点目。トイレの建設コスト及びランニングコストについて、お聞かせください。ランニングコストにつきましては、電気・水等の使用料、浄化槽の管理、清掃、維持管理、修繕、またセキュリティー経費等が考えられると思います。たびたび申し上げてまいりましたように、サニーロードの通行車両の利便性を図るための道の駅は、無料で24時間トイレの利用を提供しなければなりません。すなわち道の駅はまずトイレと駐車場の「休憩機能」を備えなければなりません。この建設と維持管理費用の計画額をお聞かせいただきたいと思います。私は、平たい表現なんですけれども、トイレの守賃を稼げる経営となるのかを、非常に重要な判断基準にしたいと思っております。

次に、2点目。宮リバー度会パーク内バザール施設の共栄策について、共に栄える共栄策についてお聞かせいただきたいと思います。

宮リバー度会パークのバザール施設は、道の駅構想とバッティングするのでしょうか。二兎を追ってはダメだとの、私の前回の質問に対して、町長は共栄共存させるんだとの見解を示されました。二兎を追う共栄策は、いかようにお考えですか、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、3点目。これまでの議論の中で、道の駅は地方自治法に規定されております公の施設として位置づけられることが明らかになっております。そこで、想定されます指定管理の方法は、当自治法第244条の2第2項に該当する「公の施設の独占的な利用」とはならないかについて、お伺いをいたします。

この法律の条文には、普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定めることを特に重要なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期的かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないとあります。これは決して、トイレの利用や買い物客の利用についてではなく、併設が想定されます物産店について、指定管理者の判断で、出品物や出品者への制限・制約がなされないか。いわゆる出品、出店を希望する者が等しく平等に扱われるのか。また、近隣市町の品物が主になるような経営とはならないのかの点から、独占的な利用の解釈についてお答えをいただきたいと思っております。

以上、3点につきまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、登議員さんからいただきました、質問に順を追ってお答えをしたいと思います。

3点でございますが、道の駅についての、まず御懸念等、もっともだと思っておりますので、まず、具体的にこの三つを挙げていただきましたが、1点でございますが、トイレの建設コスト、ランニングコストということの御指摘でございます。これにつきましては、前回も御質問いただいて、早急ということでお答えは余り詳しくは申し上げておりませんが、改めの御質問でございますが、トイレの建設工事につきましては、し尿処理の浄化槽の工事費というのが、一番大きなウェートを占めています。道の駅そのもののトイレの単体ではなく、複合施設となるために浄化槽のその処理対象人員を、県との協議によって、また決定をしていくこととなりますし、いろいろ協議も必要だということでございます。今は、前も申し上げましたが、全体的な基本構想を慎重にいききたいと、このように考えておまして、策定中という立場でございますので、建築構造等も確定していない現時点で、建築工事費を幾らかということを安易に申し上げることが、ちょっとできませんので、そのお話はもう少し避けたいと思っております。その時期がくれば、必ず具体的にお話を申し上げたいと思っております。

また、維持管理の費用につきましても、いろいろなランニングコストも言われましたけど、それも含めまして、また浄化槽の規模によっても違いがございますし、そういったことも含めて、これから検討をしていきまして、また結論を出したいと思っております。登議員さんの御懸念、御心配ですけれども、初期投資をするだけでな

く、維持管理の費用も含めた費用効果が、非常に最大になるようにできたら図りながら、計画をしていきたいと思いますので、現時点での回答としては、これにとどめさせていただきたいと思います。トイレの守り賃をという、非常に具体的なことも言っていておられますので、そういったことも含めて、今後、回答をさせていただきたいと思いますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

それから、2番目でございますが、道の駅と宮リバー度会パーク内のバザール施設との共栄策については、どうかという問題でございます。二兎追うもの一兎も得ず。もう当然のいい言葉だと思います。ただ、道の駅との共栄というバランス感覚を排除しては、この道の駅は進めることはできませんので、これはもう当然、考慮をしながら協議をしていきたいと考えております。また、ことわざでことわざを返すのは変ですけども、「あちら立てればこちら立たず」という言葉がございます。これは新事業を何か行政がする場合は、必ずつきものだと思っています。当然、課題として生じてくるのであるかと思っています。したがって、この道の駅の慎重に進める中で、時期が来ればタイミングを図りながら、既存施設で頑張っておられる皆さん方と、水面下での話し合い、あるいは協議をする場を設けて議論を深めていきたいと思っております。また、今のタイミングでは非公式には申し上げておりますが、今後どのような方向で、バザール度会と道の駅が私の言う線の流れで結ばれて競合して、共栄していく方法がふさわしいか、あるいはうまく適用できるかは、これから基本構想から計画、実施へと進めていくようになったプロセスの中で、十分議論を尽くすべきだと考えております。

具体的には、バザール度会の直販の今後の進め方。これはもう農林水産加工物の直売所との兼ね合いといいますか、ここに尽きると思います。これは、今の現況のメンバーの方々とも協議を非公式なりにも、私なりの個人的にも、組織的にもしてまいりたいと思っております。

それから、いらっ茶いわたらいの商工会さんが頑張っておられますPR組織の、この取り扱い方も、今後は商工会さんとも詰めていきたいと思っております。

それから、もう一つ、一番大事な、ここが非常に難しいございますけども、バザール度会の飲食店の経営の在り方についてですが、これはもうやはり経営者の方の意思を尊重しながら、いい方向に少しでも進むように、各、今言いました三つの、あのバザールの施設の中で三つの大体方向性が入っておりますので、そこをできましたら、各関係者の方々と協議をしてまいる所存でおります。

また、「二兎追うもの一兎をも得ず」という言葉もございますし、「あちら立てればこちらは立たない」という言葉もございますので、やはり住民の皆さんから求められることは、リーダーとして、きっぱりとした最終的な議会さんとともに判断を下すということに尽きるんじゃないかと思っておりますので、そういった面では、

非常に森林木というのがあるごとく、やはり森林ぐらい、林ぐらいまでのところで、しっかりとした決断を下しながら、全体のやはりトータルバランスでこの道の駅の三つの機能性をもとにして、新しいカラーを出すような道の駅を目指していきたいというのは、今も変わりはありませんので、これを終始一貫して進めていきたいと思っております。

その後また御協力のほど、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、3番目でございますが、「想定される指定管理の方法が公の施設の独占的利用とはならないか」というような御質問いただきました。

現在、策定中の「道の駅の基本構想案」では、管理運営形態につきましては、私は「指定管理者制度」を基本とする方向にしております。これは、道の駅を我が町がつくるためには、私は必須の欠くことのできない条件だと思っております。指定管理者制度というの、今言われましたように解釈論とか、法令の法的な根拠論になりますと、いろんなケースございますので、そこにどう当てはまっていくかということは、まだその部分的な運営方法というのが、まだ委託は定めておりません。ただ、指定管理でいかないと、道の駅は、私の今の思考の中では考えられないと。これほど重要視をしておりますので、この件につきましては、少々無理がありましても、とにかく将来の経営にプラスになるようなあり方であれば、目をつむってでも考えていきたいと思っております。ただ、議員さんのおっしゃられるように、指定管理者のこの独占的な利用にしないように、これはもう当然、心がけていくこととなりますので、指定管理者の具体的な業務の範囲というのもしっかり定めて、そこが長い目で見て、独占的な利用に、傾向になっていくかどうかというのを判断した上で、法令的に地方自治法の第96条の第1項11号及び第244条の2第2項のいずれにも該当しないか、なるかどうかというのを、これから検討をしていきますので、現段階では、まだこの法令に該当するかというのは、断言がしづらいということでございますし、また逐次、報告をさせていただきながら、また議員の皆さん方にはいろいろ議決なり、条例制定なりも可能性が出てくることもありますので、慎重に進めていきたいと思っております。

また、指定管理制度を導入する場合には、基本的にやはり地方自治法第244条の2第4項による定めがありますので、そこで議員さんの一つの御判断をいただく登竜門になるのではないかと思いますので、我々としては、議員さんに条例を定めていただきやすい、理解をいただき、ひいては住民の皆さんの代表の方ですんで、住民の皆さんにもそういう御理解がいただけるような議論を一つしていただくように、よろしくお願いをいたしまして、指定管理者制度をとるということの道の駅の方法は、もう間違いなくその方向でいきたいと思っております。ほかのことは、今のところは考えておりません。ただ、指定管理者制度が絶対視ではなく、プロセスの中でいか

んせん難しいかなということになりますと、その指定管理者制度の中での指定管理者そのものの、いわゆる解釈はちょっと違った方向に行く可能性もあるということだけ申し上げて、私としては指定管理者制度を中心に、道の駅をいつも言っておりますけども、慎重に進めていきたいと思っておりますので、今後とも一つ、逐次報告をさせていただきます、一つ住民の皆さんにも広く賛成の御意見をいただきたいなと思っておりますので、今後とも一つよろしく、御協力・御支援のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

今回も私の質問は、私の判断指針の材料といたしたいと同時に、町民皆さんへ向けての情報提供を目的に、質問をさせていただきました。いわゆる町長の言葉で語っていただき、今の状況を町民の皆さんに御理解いただきたい。情報提供をしたいというような意味合いを持って質問をさせていただきました。町長の県南部地域の振興に寄与したいというような、広域的な発案に対しまして、町長自らも、また担当部署も果敢に新しい挑戦を行っていただきました。まちづくりの夢を描き、考えること、考察することは大変重要でございます。よくやっていただきました。しかし、きょうもいろいろとお話をいただきましたけれども、もう十分検討していただいたことかと思えます。早く基本構想案をお示しいただき、私もその基本構想の成果品並びに全国の事例や、町民の皆さんの声を真摯に受けとめ、町議会の意見集約の一助を成したいと思えます。

ただ、くどいようですけれども、やはり岐阜県の柳津の道の駅を視察、研修させていただきました。岐阜市から1,000万円を支援していただきながら、4人の駅長さんを含め、従業員の皆さんが人件費をいただきながら、物販をすると、その1,000万円は、もちろんトイレの守賃も入るとるわけなんですけども、物を売って、べたべたなんやと、経営は1,000万円、支援いただいてべたべたなんやと、平たい表現をさせていただきますと、そういうことでございます。十分、収支のことにつきまして御検討をいただきたいと思えます。ありがとうございます。

重ねて選挙管理委員長さんと教育委員長さんに御出席を賜りましたことをお礼を申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

続きまして、8番 芝山延男議員。

《8番 芝山 延男 議員》

○8番（芝山 延男） 8番議員芝山延男でございます。

ただいま議長さんより許可を得ましたので、2点ほど一般質問させていただきます。

まず最初に、ルームクーラー移設の工事の件についてと、冷媒ガスの処理についてということで、質問させていただきます。

去る6月の定例会において、教育委員会より一之瀬公民館のクーラー2台が修理不能のため、旧一之瀬小学校より移設費として25万円計上されました。皆さんも御存じのとおり、度会町のごみ分別表にも記載されていますように、ルームクーラーは家電リサイクル法により処理されなければなりません。また、その中で冷媒ガスをポンプダウンし、大気に放出をされないよう機械をもって回収して、きちっと処理をしてくださいという、これはもう平成13年に施行されている法律でございます。もちろん移設費用で25万円という、一般的にはちょっと私の感覚では考えられない予算計上でございます。その中で、幾らで落札されたのかと申しますと22万8,900円ということです。それはこれぐらいの高値で落札されたんならば、法律にのっとり、一滴も、極端なことをいえば、一滴も大気に冷媒ガスを逃がさず、他の回収機で回収されたことと思います。その中で、私はたびたび、教育委員会を訪ねて、きちっと法律にのっとりリサイクルされたかと、そういうことを訪ねてまいりました。その中で、これはリサイクル券と称して郵便局とか、業者のほうで販売されています。これは、また排出側の方へ戻ってきます。この券はきちっとリサイクルされましたということで、それが聞きましたところ11月の上旬に工事が施工されて、3回ぐらいかな。私がこの券が戻ってきたかと尋ねましたところ、業者に言うてあるということだけで、一向にこの券が戻ってきませんでした。そこで、こういうふうな質問に至ったわけです。行政の仕事としては、法律を遵守して、きちっと守っていくのが当たり前だと思います。

それとまた、学校給食でプレハブ、冷凍機の入替えということで、新しく入れ替えをされたようですが、その中にも、これも法令で平成14年4月1日からの業務用冷蔵庫空調機などをフロン回収が義務づけられています。また平成19年10月1日からは、フロン回収工程管理表という、こういうものを持って、きちっとこれも一滴残らず大気へ放出されることなく回収して、これも同じ排出側が買って業者に渡して、また最後にきちっと戻ってきます。こういうことをきちっと施工する前に管理してやられたのか、このことについてお尋ねいたします。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長

○教育委員会教育長（藤田 心作） 芝山議員さん御質問のクーラーの処理経過とフロンガスの処理経過について、お答えをいたします。

まず、1点目の平成25年度の一之瀬公民館の空調機取替工事は、6月13日に発注いたしまして、7月12日に完成となっております。

工事に伴い取り外した古いクーラー2台の処理につきましては、家電リサイクル法に基づきまして、工事請負事業者であります長谷電工株式会社が自社に持ち帰り保管し、その後、取りまとめて家電リサイクル法に基づき、家電リサイクル品目搬入場所であります松阪市の協和運送有限会社へ搬入をされております。この搬入が12月3日でございます。

家電リサイクル法に基づきますと、排出ですか。処理のためのものは、法で定めましますリサイクル品目の搬入場所であるところへ向けて搬入すれば、処理が終了ということになっておりまして、それから先のフロンガス等の回収につきましては、これらの搬入場所から改めて処理業者に移されるというものでございます。

また、2点目の給食センターのプレハブ冷凍庫用冷却ユニットの取替につきましては、平成24年度の工事でございます。平成25年2月8日に株式会社三重特機に発注をいたしまして、2月15日に完了となっております。

取替に伴います既設機器の三洋電機室外機、PCU-S200LUという機種でございますが、これの特定物質でありますフルオロカーบอนは、2月22日に容器によりまして処理業者、中京フロン株式会社へ搬入され、2月25日に個体アルカリ化学反応式により破壊処理され、証明書が提出されております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山延男議員。

○8番（芝山 延男） このフロン回収工程表。これは購入されましたか。これは排出側が買って、改修依頼書を交付しなければならないと、これは戻ってきましたか。これは大変なことなんです。業務用冷凍空調機器からみだりにフロン類を放出することは禁止されています。法第38号、これに違反すると1年以下の懲役、または50万円以下の罰金が科されます。法第55条、今、教育長が中京フロンですか、そこによってきちっと処理されたとおっしゃられますけども、この戻ってきた書類は3年間保存されなきゃならないんです。保存されていますか、どうです。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長

○教育委員会教育長（藤田 心作） 先ほどの芝山さんの御質問の中に、私どものいただいておりますものは、フルオロカーบอนの破壊処理証明書のみでございます。工程表等につきましては、搬入業者である三重特機の方に当然、中京フロン株式会社のほうから提出されているものと、我々は理解をいたしております。

○議長（中村 忠彦） 芝山延男議員。

○8番（芝山 延男） それは違反行為ではありませんか。これは法第19条の3第2条の2、よろしいですか。業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者は、フロン類回収業者に直接フロンを引き渡す場合には、改修依頼書を交付しなければならないと。また、フロン類の引き渡しの他の者に委託する場合には、その業務を委託す

る者に、委託確認書を交付しなければならないと。このように書いてあるんです。これは排出側がきちっとその書類を持ってお願いをするということなんです。業者任せじゃないんですよ、これは。ちゃんとその書類を3年間保存しなさいと、廃棄しましたよという書類は、これは平成14年に破壊処理をしなさいという時のことなんですよね。平成19年10月1日からはマニフェストをもって、きちっと自分ところへ戻って、3年間保存しなさいと書いてあるんですよ、ありますか。ないでしょう。ただ、破壊処理をしましたということでしょう。そのフロンガスは何キロで、何キロ入ったんですか、具体的に。それは度会町の給食センターで回収されたガスかどうかはわからないでしょう。そうじゃないんです。やっぱり行政として、そういうこときちっと守っていただきたい。

フロンガスというのは、二酸化炭素の1,700倍ものオゾン層を破壊して、今、問題になっている皮膚がんのもとになる紫外線とか、そういうものを防ぐためにこれはもう世界的に決められたことなんです。ありますか、ありませんか。こういうものをきちっと買ってやっていますか。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長

○教育委員会教育長（藤田 心作） 給食センターのプレハブ冷凍庫用の冷却ユニットの取りかえに伴います特定物質の破壊処理につきましては、三重三洋特機に業務を発注の折に、処理の委託料も含めた中で発注をいたしておりました。当然、三重特機さんが中京フロン株式会社に向けて、容器CFL8226により搬入いたしまして、2.8キロ処理されております。この処理証明書というのは、私どものほうへ、事務局のほうへこのようにいただいております。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 芝山延男議員。

○8番（芝山 延男） これは、押し問答というか、それでも私から言いますと、法律に書いてあるように、排出側からこういうものを買ってお願いをするということです。それに違反していますよ、これは。

それと、家電リサイクル法の、この券を戻ってきましたか。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長

○教育委員会教育長（藤田 心作） 当初の答弁の中で申し上げましたとおり、12月3日付のリサイクル券の写しをいただいております。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 芝山延男議員。

○8番（芝山 延男） リサイクルの引換券が戻ってきたということですので、また後で確認させていただきたいと思います。これは一台一台、個別に張って処理してもらうことです。

それと7月に工事が終わって、なぜ12月3日まで届かなかったかということと。私はその12月3日に本会議が5日から開催されるということで、3時過ぎに教育委員会を訪ねまして、これが来とるかということを探ねました。ところがまだきてないということで、これは一体どういうことかと、その場で教育長にも、私がたびたびこうやって来ているのに、なぜやと。度会町そのものが軽視されているんじゃないかと、業者に。これは工事して、次の日に持っていけば、もうすぐ処理してくれます。そんなにまとめて何百台ということはまあオーバーかわかりませんが、何十台として、処理するのに一台一台張っていかなきゃならないんです。中と外と機械。まとめてぱたぱたと張るというのも、またそのほうが大変だと思います。その業者に遅れた経過を、できたらなぜ遅れたか、聞かせていただき・・・

○議長（中村 忠彦） 芝山議員、もうその辺でその質問は打ち切ってください。

○8番（芝山 延男） はい。あとで添付見せていただきます。

議長からのちょっとくどいというようなことでありましたので、2番目の住宅用の火災警報装置の設置について。

度会町も御多分に漏れず、高齢化率が上がっています。時節柄暖房機を使う機会が多く、火災の心配が多くなりました。その中で、度会町の火災警報器の設置率は平成22年度で32.5%、三重県下では75%ぐらいということですので、まだまだ伊勢市でも70何パーセントぐらいでしたか。そういう中で、高齢者の宅を、一人、独居老人、一人の住まいとか、高齢者というのは、私も入るのか、65歳以上になるのか、ですので補助金として、町で設置率向上に向けて、何らかの補助金を出していただけないかなということで、町長の答弁というか、回答をお願いしたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいま芝山議員の質問でございますが、火災警報器の取り付けについての補助金の制度の導入ということでございます。

近年、全国的には住宅火災による死者が急増しております。この昨今でも、いろいろとマスコミの報道で死者が出ておりますけれども、その犠牲者の方の大半が、先ほど言われた、私も入ってきますけれども、65歳以上の高齢者となっております。就寝中に火災に遭遇することで発見が遅れて、逃げ遅れというのが原因で、非常に犠牲者が発生するというケース、このケースが非常に多いということを聞いております。そのために住宅火災による犠牲者を減らして、人命と財産というのを守るということを目的として、この住宅火災警報器への設置を義務づけるようにということで、消防法が改正されたのはおっしゃるとおりでございます。

当町も、私の記憶では、区長会の時にたしか、近年でしたけれども、周知ということで消防の方が出向いて、一つつけてくださいよという周知はさせていただいたような記憶がございます。

ただ、住宅のこの火災警報器につきましては、消防の設備販売店やとか、ホームセンター、それから電気店やガス事業者等の業者のもとで、簡単に購入できるんですけども、平成22年に伊勢市消防本部が行ったアンケート調査では、芝山議員さんの御指摘どおり、県のほうが70何パーセントか、度会町は非常に低いほうで、32.5%でしたか。そういうことになっておりますのは事実でございますし、お認めしたいと思います。

私の一つの私見でございますけども、火災警報器の購入につきまして、補助金の導入を検討という質問でございます。自分の家族の命、住宅をはじめとした財産は、個人みずからが努力して守っていただきたいなということが、基本的に考え方にございます。今まで度会町も新築をされたところは、建築基準法等で、すぐにつけるようなもう義務が、完全化しておりますので、新築をされた方も含めての32%だと思いますし、非常にまだまだ普及は低いんかなという思いもしております。やはり自助・共助・公助という言葉、防災でございますけれども、自助の部分をこれに求めると、異論かと思われるかもしれませんが、火災警報器の価格を言って失礼なんですけども、調べてもらったところ、機種によっていろいろですけども、上もあれば下もあるんですけども、1個当たり大体5,000円前後で、標準で、できたら住宅に最低2カ所ぐらいを必要なところへ、煙の感知でつけてもらうというようなことでございますけれども、それほど高価ではございませんので、できましたら、それぞれ基本的な姿勢としては、町民の皆さんに対してですけども、個人で購入して設置していただくのも簡単だと聞いておりますので、もっと効果なものは、相当複雑もあろうかと思えます。それなりの効果ももっと高いんだと思いますけども、できたら平均的な考え方で設置をしていただきたいなと考えております。

ただ、住宅火災による死者を減少するために、当然、火災報知機をつけることは、非常に有効だということは、よくわかっておりますので、今後、その御指摘の中で、町民の方々全体というのではなくして、高齢者世帯、65歳を基準にするかということは別としまして、度会町のひとり暮らしの方とか、高齢者の方々、それから住民税の非課税の世帯、社会福祉なんかの補償問題になると、当然ここが基準のクリアするバーになるんですけども、この住民税の非課税世帯を対象とした補助金の補助制度の創設につきましては、今度、検討をやっぱりしていかなければならない時期かなとは思っております。

まだ、今、当町は非常に消防団の方々、あるいは自主防災の方々と、火災につきましては、十分注意をしていただいておりますので、今年度につきましては、住宅火災というのは、まだ発生をしておりますので、ほっとしているわけですけども、これから年末に向かって、まだまだこれからのキャンペーンを警戒でしていただきたいなと、消防団の方にもお願いしておりますので、そんな中で、今の検討をして

いかなければならないというお答えでさせていただいて、それから、より今度、住民の方々にこれを周知徹底化を取り組んで進めていきたいと思っておりますので、全体に対する補助金ということになりますと、既に32%の方が取り付けを完了されておりますので、一体それをどこで線を引くかということもございまして、一つ自助の範囲内で、住民の皆さん、議員さんの気持ちもよくわかるんですけども、いろんなところへ子育て支援等も、それぞれの配分ということもありますんで、そういうところで一つ、今回の答弁としては、今後そういう高齢者、それから非課税の、住民税の非課税の世帯を中心に、早速検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 芝山延男議員。

○8番（芝山 延男） 私もこの住宅警報装置の質問は、これで2回目かと思っております。私は平成21年ですか、火災消火器の50%ぐらいの補助で、度会町が購入を募ったと思うんです。だから、これは火災警報器も法律で既設の住宅も平成23年6月ぐらいまでに設置してくださいという義務づけみたいなものもありますもので、特に財政的に厳しいかわかりませんが、やっぱり先ほど町長さん検討してくれるというような答弁でしたんやけど、65歳後期高齢者宅とか、そういうところに補助金を導入していただければなと思っております。

そこでもう一つ、補助金のあり方について、ちょっとまだ生ごみ処理機。これも10年ぐらい補助金制度、合併に伴うような格好で、生ごみ処理機の補助金も出てましたけども、10年ぐらいたちますもので、それを転用というか、そういうふうなことも考えていただいて、人命の尊さというか、そういう観点からできるだけ補助金をお願いしたいと思います。できたら町長の答弁をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの補助金のあり方ということで、生ごみの処理機のことですけども、生ごみの処理機のそれが、非常に少のうございまして、それを振り替えるような形はどうかというんですけど、私はそういうことを考えると、全ての補助金に対して、そういうことが起こってきますので、やはり生ごみの処理機は、環境行政の中では大事なことで、よほどこれが皆さんからの周知で、ふれあいトークでもございました。あるんですか、どうですかというんで、ありますというたら、すぐに使うていただいた方も見えますし、利便性に求めているんですけども、これはこれで生ごみ処理機はもう相当な助成金とか、あるいはこちらが助成金がどうだというと、やっぱりてんびん、バランスの問題になりますので、これとは別個で考えていきたいと思っておりますので、これについては、今言ったような範囲内のところで、検討をしてまいりたいと思っておりますので、生ごみ処理機は従来どおり、今のところはそのまま、予算最小限にしてでも、住民の期待に応えていきたいと、

このように思っています。

○議長（中村 忠彦） 芝山延男議員。

○8番（芝山 延男） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、芝山議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(11時43分休憩)

(13時09分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第3 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 芝山 延男議員。

○予算決算常任委員長（芝山 延男） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第62号 平成25年度度会町一般会計補正予算（第4号）について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。

総務教育常任委員長 牧 幸作議員。

○総務教育常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました、議案第63号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第67号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第68号 度会町税条例等の一部を改正する条例について、議案第69号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第70号 度会町社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、以上5議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと

決しましたので、御報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。

産業福祉常任委員長 濱岡裕之議員。

○産業福祉常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

産業福祉常任委員会に付託されました、議案第64号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第65号 平成25年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第66号 平成25年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 度会町の公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第72号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第73号 三重県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、以上6議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第62号～議案第73号）

日程第4 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第62号から議案第73号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第62号から議案第73号までの討論を打ち切りたい

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

◎採決(議案第62号～議案第73号)

日程第5 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第62号から議案第73号についてを採決いたします。

議案第62号 平成25年度度会町一般会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第62号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第63号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第64号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第64号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第65号 平成25年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第65号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号 平成25年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第66号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第67号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第67号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第68号 度会町税条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成多数であります。

よって議案第68号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第69号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第69号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第70号 度会町社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第70号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第71号 度会町の公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第71号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第72号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第72号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第73号 三重県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第73号は原案どおり可決されました。

以上、議案第62号から議案第73号の12議案は全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(13時20分休憩)

(13時22分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 お諮りをいたします。

ただいま町長から、議案第76号が提出されました。

議案第76号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてを、日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、議案第76号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 議案第76号を議題といたします。

それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 順一) それでは、追加上程させていただきました、議案第76号につきまして、御説明をいたします。

議案第76号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を度会町監査委員に選任したいから、地方自治法昭和22年法律第67号第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年12月12日提出

度会町長中村順一

記

住所 度会郡度会町大野木691番地

氏名 山下幸生

生年月日 昭和21年7月3日

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(中村 忠彦) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 お諮りをいたします。

議案第76号については、人事案件でございますので、質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

議案第76号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原

案に同意する方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第76号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについては、
原案に同意することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(13時25分休憩)

(13時27分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第4 お諮りをいたします。

本日、議員提出されました発議第9号 専決処分事項の指定について、発議第10号 専決処分事項の指定について、発議第11号 専決処分事項の指定についてを、
日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、発議第9号、発議第10号及び発議第11号の発議3件を日程に追加し、追加日程として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 発議第9号、発議第10号及び発議第11号を議題といたします。

それでは、提出議員より提出理由の説明を求めます。

5番 牧 幸作議員。

○5番(牧 幸作) 発議第9号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を、次のとおり指定する。

平成25年12月12日提出

提出者 度会町議会議員 牧幸作

賛成者 度会町議会議員 岡村広彦

度会町議会議員 木本タエ子

度会町議会議員 福井秀治

度会町議会議員 中井利正

記

町議会の議決を得て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1. 平成25年度 度会中学校グラウンド整備工事

契約金額の15%以内の変更

提案理由、町議会の議決を経て契約を締結した平成25年度度会中学校グラウンド整備工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 4番 濱岡議員。

○5番（濱岡 裕之） 発議第10号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を、次のとおり指定する。

平成25年12月12日提出

提出者 度会町議会議員 濱岡裕之

賛成者 度会町議会議員 登喜三雄

度会町議会議員 舟瀬勝

度会町議会議員 八木淳

度会町議会議員 芝山延男

度会町議会議員 中森慰

記

町議会の議決を得て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1. 平成25年度 東部簡易水道統合整備事業町道学校上久具線配水管新設工事
契約金額の5%以内の変更

提案理由、町議会の議決を経て契約を締結した平成25年度東部簡易水道統合整備事業町道学校上久具線配水管新設工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

発議第11号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を、次のとおり指定する。

平成25年12月12日提出

提出者 度会町議会議員 濱岡裕之

賛成者 度会町議会議員 登喜三雄

度会町議会議員 舟瀬勝

度会町議会議員 八木淳

度会町議会議員 芝山延男

度会町議会議員 中森慰

記

町議会の議決を得て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1. 平成25年度 東部簡易水道統合整備事業浄水場移転に伴う導配水管新設工事（1工区）

契約金額の5%以内の変更

提案理由、町議会の議決を経て契約を締結した平成25年度東部簡易水道統合整備事業浄水場移転に伴う導配水管新設工事（1工区）について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

追加日程第6 これより、お手元に配付いたしました発議第9号、発議第10号及び発議第11号の発議3件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

発議第9号、発議第10号及び発議第11号の発議3件に対する質疑を打ち切ります。

追加日程第7 これより討論を行います。

発議第9号 専決処分事項の指定についてに対し、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 討論なしと認めます。

発議第9号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第10号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 討論なしと認めます。

発議第10号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第11号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 討論なしと認めます。

発議第11号に対する討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

追加日程第8 これより発議第9号から発議第11号までの発議3件について、採決を行います。

発議第9号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第9号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第10号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第10号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第11号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第11号については、原案どおり可決されました。

以上、発議第9号から発議第11号までの発議3件については、全て原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について(議会運営委員会、産業福祉常任委員会)

日程第6 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長並びに、産業福祉常任委員会委員長より、各委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、各委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成25年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(13時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員